

ほたるパーク山吹管理規定（利用規定）

- 一、当パークは消防団訓練他町民及び山吹区民の諸事業に利用することが出来る。
- 二、外部団体の使用については、公共性の高い事業に限り山吹区長の判断で許可することが出来る。
- 三、管理責任者は山吹区長が当たる。
- 四、利用する団体は「ほたるパーク山吹使用願」を山吹区長に提出し許可をうける必要がある。この場合、団体の属する地区代表者の同意も必要とする。
- 五、利用時間は午前8時から午後9時30分までとする。
- 六、使用後の片付けは責任をもって行い、ごみ等は使用者（団体）が持ち帰る。
- 七、グラウンド内への車の乗り入れは禁止する。 但し山吹区長が認めた場合は除く。
- 八、照明を使用の場合は届け出を必要とする。 この場合照明使用料を支払うものとする。
一律 2,000 円
- 九、町民以外及び外部団体が使用する場合は、グラウンド使用料を徴収する。
一日 10,000 円 但し半日 5,000 円
- 十、グラウンド使用料及び照明使用料については、口座振込を原則とする。
- 十一、 ほたるパーク山吹使用中の事故、トラブル等については使用者の責任において対応するものとする

付則

平成 28 年 6 月 10 日 山吹区会

平成 28 年 6 月 11 日 制定・施行